

山梨県議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、平成24年12月末日までに19の都道府県及び政令指定都市において反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政界各担当大臣、総務大臣及び法務大臣等宛）に提出する意見書が採択されておりましたが、本年3月に山梨県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No.24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下を参照ください。

なお、本ニュースにつきましては手続等に不備があり大変遅れたものとなりました。この件に関しまして深くお詫び申し上げます。また、現時点での地方議会採択された都道府県及び政令指定都市は以下のとおりです。

議 会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
大阪府	平成 23 年 3 月 16 日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
神奈川県	平成 23 年 10 月 14 日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
富山県	平成 23 年 12 月 13 日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
茨城県	平成 23 年 12 月 20 日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
静岡県	平成 24 年 3 月 16 日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
福島県	平成 24 年 3 月 16 日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
北海道	平成 24 年 3 月 23 日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
鹿児島県	平成 24 年 3 月 26 日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
東京都	平成 24 年 6 月 20 日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
横浜市	平成 24 年 6 月 21 日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
和歌山県	平成 24 年 6 月 29 日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
岐阜県	平成 24 年 7 月 5 日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
千葉県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
高知県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
大分県	平成 24 年 9 月 20 日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken
長野県	平成 24 年 9 月 28 日	http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/teireikai/houkoku/h2409/giin.html#10
徳島県	平成 24 年 10 月 12 日	http://www.pref.tokushima.jp/gikai/honkaigi/h24/gika1209-ikensho5.html
埼玉県	平成 24 年 10 月 15 日	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/gikai-gaiyou-h2409-5.html
石川県	平成 24 年 12 月 19 日	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/mokuji201211.html
山梨県	平成 25 年 3 月 22 日	http://www.pref.yamanashi.jp/gikaisom/h25_2ikennsho.html#c1

議 調 第 1 3 1 6 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

山梨県土地家屋調査士会
会長 市川 哲郎 殿

山梨県議会議長 浅川 力三



請願の審査結果について（通知）

平成 2 5 年 2 月 2 7 日付けで提出された次の請願は、平成 2 5 年 2 月定例会において、採択となりました。

なお、意見書につきましては、関係行政庁等に提出し、その実現を強く要望しましたので、参考までに送付します。

請願件名

- ・登記の事務・権限等の地方への移譲反対に関する請願書

議第5号

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、国においては、出先機関改革の一環として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度で、中立性・公正性の高い機能を有しており、また、国民の権利擁護に係わるものであるため、全国的に統一された事務処理基準を堅持する必要がある。

また、登記事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識や能力に基づく判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように配慮すべきであり、登記事務に従事する専門職員の教育や研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務及び権限の地方への移譲に際しては、国としての統一性、地方の実情・規模・能力等を考慮し、慎重に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

山梨県議会議長名

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
法務大臣	内閣官房長官
行政改革担当大臣	

提出者 山梨県議会議員

白井成夫	高野 剛	武川 勉
望月清賢	皆川 巖	渡辺英機
丹澤和平	樋口雄一	土橋 亨